

# 民間資金等活用事業推進委員会 第41回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 第41回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成28年 5 月12日（木）10:00～11:53

場 所：合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) 計画部会最終報告（アクションプラン等改定案について）
- (2) 「優先的検討部会」及び「事業部会」の設置等
- (3) PPP/PFI推進アクションプランに対する期待（宮本委員長代理）

## 3. 閉 会

○村田参事官 ただいまから、第41回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております村田でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の資料につきまして、1点御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定案の内容に直接かかわる資料1より参考資料2につきましては、審議の途中にあるものですので、非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○石原委員長 柳川委員が列車事故の関係で遅れてますが、後ほどお見えになると思いますので始めたいと思います。

議題1の計画部会の最終報告といたしまして、PPP/PFI推進アクションプラン（案）、新しいアクションプランにつきまして案がまとまっておりますので、この審議をしたいと思っております。

計画部会におかれましては、部会案の取りまとめにつきまして、大変御尽力をいただきましてありがとうございました。特に宮本委員長代理、根本委員、その他専門委員の皆様におかれましては、専門的なお立場からいろいろな形で御参画、御議論いただきまして、感謝申し上げたいと思います。

それでは、宮本委員長代理から、冒頭御説明をお願いしたいと存じます。

○宮本委員長代理 それでは御説明させていただきます。

本年3月末以降、計画部会におきまして、今、委員長がおっしゃったとおり、アクションプラン等、改定の審議を行ってまいりました。その最終報告としてアクションプラン等の改定案であるPPP/PFI推進アクションプラン（案）につきまして、これから御説明したいと思います。

4月18日の第40回の委員会におきまして、我々の計画部会から出しました中間報告に対しまして御審議いただきました。その際、全体につきましては御了承いただいたところでございますけれども、個別の論点として幾つかの重要な御指摘をいただいたところでございます。

それらの御指摘を踏まえ、骨子案を文章化した改定案を作成し、4月28日の第4回の計画部会におきまして改めて審議を行い、部会案として取りまとめました。これにつきまして、事務局が関係省庁と協議したものが本日の案でございます。

前回の骨子案からの変更点といたしましては、委員会及び部会での御指摘を踏まえ、1の「趣旨」と2の「PPP/PFI推進に当たっての考え方」におきまして、今後の基本的な推進戦略について文章化したことと、6の「PDCAサイクル」におきまして、事業規模や施策だ

けではなく、重点分野についてもフォローアップを行うことを明記したことなどが挙げられます。

それでは、このPPP/PFI推進アクションプラン（案）の内容につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○村田参事官 それでは、御説明させていただきます。資料1-1と資料1-2をごらんください。資料1-2は、「PPP/PFI推進アクションプランのポイント」という紙でございます。資料1-1につきましては、まさしくPPP/PFIアクションプランの本体の部分でございます。

説明の前に、アクションプラン本体の中で、「P」と書かれている部分がございます。こちらはコンセッションにかかわる部分が主なのですけれども、現在、産業競争力会議のほうで議論がなされておりまして、文案が確定しておりませんので、その部分につきましては「P」と表現させていただいております。この「P」がとれましたら、後ほど個別に先生方に御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1-2を左側に、アクションプランを右側にでも置いて見ていただきたいと思います。

まず、本体のほうの目次を見ていただきたいと思います。先ほど宮本委員長代理のほうから御説明があったとおり、「1. 趣旨」、「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」の部分につきましては、今回文章化しております。「3. 推進のための施策」、4につきましては、これまでの「集中取組方針」をスライドし拡充した部分でございます。5につきましては、事業規模の目標、それから考え方について整理させていただいております。6につきましては「PDCAサイクル」について記述させていただいております。7のその他につきましては、一番後ろの24ページを見ていただきたいと思いますのですけれども、「旧アクションプラン及び旧取組方針は、廃止する」という形式的なことを書かせていただいているというところでございます。

それでは、本文の1ページ目をごらんください。「趣旨」の部分でございます。こちらは、まず第1段落目につきましては、PPP/PFIの必要性について記述させていただいているところでございます。

第2段落目につきましては、これまでの2つの会議決定についての経緯を書かせていただいているところでございまして、趣旨のポイントの部分につきましては、第3段落目でございます。PFI法が平成11年9月に施行されているのですけれども、PFI事業が件数で489件、事業規模では5.8兆円に及んでいるということでございます。

「趣旨」のほうをもう一度見ていただきたいと思いますのですけれども、PPP/PFI活用の現状の課題というふうに考えておりまして、本文で言いますと、今申し上げました第3段落目のところに書かれている部分でございます。現状といたしましては、PFI法が施行された平成11年以降、件数で489件、事業規模で言いますと、新しいはかり方なのですけれども、こちらで5.8兆円に及んでおります。さらに、仙台空港等、空港分野におけるコンセッションの事

業が着実に進んでいるということでございます。

その一方で、長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野においては、コンセッション事業の活用がおこなわれているというのが課題の1つ目でございます。さらにインバウンド等の拡大が期待される観光分野等の新たな成長分野、2ページ目を見ていただきたいのですが、こちらについても今後はこれらの分野においてコンセッション事業等のPPP/PFI事業を積極的に拡大していくことが重要だということがこの2つ目の課題でございます。

改定の必要性の部分につきましては、事業規模の見直し、施策の充実ということが第3段落目のほうに書かれているところでございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。資料1-2の2.を見ていただきたいのですが、PPP/PFI推進に当たっての考え方を整理させていただいております。ポイントといたしましては、成長分野、生活関連分野にコンセッション事業を活用することが大事だと。具体的に言いますと、先ほど申しました空港、観光分野、上下水道の分野においてコンセッション事業を活用することが大切であるというのがポイントの1点目でございます。

2点目につきましては、コンセッション事業の前段階といたしまして、収益事業を活用して、コンセッションの事業への移行を目指すというのが3ページ目の第2段落目に書かせていただいているところでございます。

それから、特に運営費等、一部の費用のみしか回収できない場合であっても、混合型のPPP/PFIの事業として積極的に推進していくのだという部分につきましては、3ページ目の第3段落のところに書かせていただいているところでございます。

次のサービス購入型のPFI事業もやはりファーストステップとして活用するとともに、インフラ分野への活用の裾野を拡大していくのだという部分につきましては、3ページ目の第4段落に書かせていただいているところでございます。

4ページ目をごらんください。第1段落につきましては、バンドリング、広域化等によって、事業の成立性を高めることが大切であるということを書かせていただいております。第2段落につきましては、インフラファンドの育成を図るとともに、インフラ投資市場の整備を推進することが重要であるということについて記述させていただいているところでございます。

次の第3段落目につきましては、公共施設等のデータが見える化が必要であり、民間提案を推進していくことが必要だということを書かせていただいているところでございます。これが2.の(1)の「基本的な考え方」でございます。次の4ページ目の(2)の部分でございます。こちらが「事業類型ごとの進め方」でございますが、①、②のコンセッション事業の部分と収益事業の部分につきましては、「基本的な考え方」で御説明させていただきますので説明は省略させていただきます。

③の「公的不動産の有効活用を図るPPP事業」につきましては、6ページ目をごらんくだ

さい。資料1-2の下から2つ目のポツのところ、「行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の有効活用の促進」という部分につきましては、6ページ目の第1パラグラフのほうで書かせていただいております。

さらに、その次の資料1-2の2.の一番下のポツですけれども、「官民の長期的なパートナーシップの枠組みとしてのLABVを活用検討」につきましては、これは宮本先生に御提案いただいた部分ですけれども、6ページ目の第3パラグラフのほうで書かせていただいているところでございます。

○武井企画官 引き続きまして、「3. 推進のための施策」以下について説明させていただきます。こちらにつきましては、資料1-2のほうに概略エッセンス、ポイントを抜いておりますので、こちらを追っていただきながら、大体概略はこういうことが書いてあるということで御説明したいと思います。

「(1) 実効性のある優先的検討の推進」についてでございますけれども、この中では手引、支援措置、フォローアップ、こういったものを使いまして、優先的検討規程を国や人口20万以上の地方公共団体において策定してもらいたい。また、これを含めて運用を適正化していくということ。これのために優良事例を横展開したり、また重点分野に挙げられている上下水道分野におきましては、ガイドラインを策定してこれを支援する。こういったことを進めていきたいと考えております。

「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」でございますけれども、この地域プラットフォームの意義といたしまして、地域の民間事業者などがイニシアチブを発揮するという場が必要になってきますので、こういった意義のある地域プラットフォームを使って案件形成力を高めていく。これを息の長い持続的な枠組みとして定着させていくというための支援をしていく。また、次のページに移りまして、これを官民対話の場として機能させ、民間提案を推進していく、民間事業者のニーズを把握していくということ。また、地域プラットフォームにつきましては、地域プラットフォームの数を47、参加する地方公共団体の数を181とするKPIを定めておりますので、こういったKPIに向けて実施状況、フォローアップ、結果を公表していく。こういう取り組みを進めていくということを書いております。

「(3) 民間提案の積極的活用」でございますけれども、民間提案にかかる負担軽減など、民間の側から提案しやすいような状態をつくっていくということ。また、2つ目のポツにありますように、インセンティブを付与することで、この取り組みを促していく。また、こういったことをまとめたような形で、提案評価、結果の公表、こういったものを含めた指針をつくっていく。こういうことを進めていきたいということを中心に位置づけております。

「(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援」ですが、専門人材の育成、ポータルサイトの整備、必要に応じた高度な専門家の支援、こういったことをやっていきたいと考えております。

「（５）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用」でございますけれども、１つ目のポツ、PFI事業を大幅に掘り起こしていくためのPFI機構の積極的な活用、２つ目は地域金融機関、またそれ以外の民間事業者、こういった方々に対して実施面でのサポートを行うことによる人材の育成を図っていく。また、さらにインフラファンド市場の整備に向かうような、インフラファンドの形成に寄与する。こういうことに取り組んでいくということを位置づけております。

「４ 集中取組方針」の分野でございますけれども、①は空港でございます、これは現行と同じ、26～28年までの６件という目標に向けて着実に推進していく。また、先行事例のノウハウの横展開や、例えば北海道などで複数空港の一体運営をしていく、こういったことを位置づけております。

②水道でございますが、目標につきまして28年度まで６件という目標については変わっておりませんが、若干おこなっている部分もありますので、いろいろな取り組みを入れております。１つ目は、地域において課題を共有するという。また、その課題への対応としての有効性を国が率先して示していくということ。また、これに伴って住民の不安が発生しないようにということで、こういったものの解消のための普及啓発活動、また実施するための環境整備として、ひな形、トップセールス、ディスインセンティブとなる制度上の課題の克服、こういったことに取り組んでいくということを位置づけております。

③下水道分野でございますけれども、これにつきまして28年度までの６件という目標についてはそのままございまして、これからさらに馬力を上げてこれに取り組んでいくために、水道と同様に、地域において課題を共有、また有効性を示す。また、導入モデルを示す。下水道の場合は一部公費負担が入るような混合型の事業になりますので、導入モデルを示すなどのことが有効ではないかということで、こういうことが位置づけられております。また、成功事例を横展開など、モデル都市における調査・検討を支援、トップセールスの実施、こういったことが位置づけられております。

④道路でございますけれども、これは１件という目標については変わりませんが、今調製中ではございますけれども、他の道路公社への適用拡大についての議論をしております。

⑤文教施設でございます。これは新しく目標として位置づけられるものでございまして、目標の年限が28年度から30年度ということになります。この年度で３件のコンセッションを進めるということになっております。

⑥公営住宅でございます。これも新たに位置づけられる分野でございますけれども、28年度から30年度までに、コンセッションだけでなく、収益型事業、公的不動産利活用事業、こういったものを含めて６件という目標を設定するということになっております。

⑦その他ということで、コンセッション事業の準備事業に対する負担を支援するということが位置づけられております。

「５ 事業規模目標」でございますけれども、重点分野におけるコンセッション事業の実現、また人口20万人以上の地方公共団体における収益事業、公的不動産利活用事業の着

実な実施によって、全体としての事業規模目標を設定したいと考えております。

「6 PDCAサイクル」でございますけれども、毎年度フォローアップを実施して、このアクションプランの改定を実施していこうということでございます。

最後に1つだけ補足させていただきたいと思えます。資料1-1の20ページをごらんください。「5 事業規模目標」というページになっておりますが、真ん中より若干下のところに「目標」というところがあります。ここの前段で事業規模の目標を記させていただきたいと思えます。前回も御説明申し上げましたが、いろいろな形での調整を踏まえた上で出させていただきたいと思えますので、ここは「●」にさせていただいております。

あわせて、この中に「この目標を達成した場合、歳出削減効果等のほか」という文脈があります。目標を達成した場合の効果についても示していきたいと思っております。ここは1カ所ミスプリがございまして、「歳出削減効果等」という言葉を書いておりますが、「歳出削減等の効果」というのを示していきたいと思っております。注11のような形で書いておりますが、歳出削減効果のほか、事業実施に伴う一定の歳入増加効果などを含めて、こちらについても「●」の形になっておりますけれども、数字を試算したような形で最終的には出していきたいと考えております。

以上、簡単ですけれども、説明させていただきました。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ややペンディングもあるようでございますが、先ほど申し上げましたように、宮本部会長とともに部会案の取りまとめに御尽力いただきました根本委員から、何かコメントはございますでしょうか。

○根本委員 今、まさに御説明いただいたとおりで、特に追加的なコメントはないのですが、きょうお手元に配付させていただいた日経の記事がございまして、これとの関連で若干補足説明させていただきたいと思えます。

記事は、PPP/PFIが主語ではなくて、インフラ老朽化対策が主語になっていまして、熊本地震でも、地震はきっかけで老朽化が原因と思われるような事故が結構起きているということで、東日本大震災のときは建築物は比較的大丈夫だったのでございますけれども、今回、耐震化の度合いが非常に低い地域だったということがあって、相当建築物がやられている。庁舎等がやられている。庁舎とか病院ですね。あと、結構ショッキングだったのは、避難所になっていた学校の体育館が損壊して、避難所から避難をしないといけないというような状況が起きているので、世の中で耐震化したので大丈夫ですということ自体がかなり危ういということが指摘をされているということです。

老朽化対策の本丸は更新投資になるわけですけれども、今回その費用を計算しまして、箱物と土木インフラの合計で、現状あるものを同じ大きさ、同じ数量で更新をしたと仮定した場合の更新投資の金額を年間で試算したのですが、これが8.9兆円ということで、実は2010年に同じ計算をやや違う方法でしてございまして、この推進委員会で数字を出したのですけれども、そのときは8.1兆円だったので、少し方法が変わったということはあるのです



けれども、大体八、九兆円が必要ですねというところは変わっていないということです。年間8兆円ということは、50年間で400兆円ということですので、そうそう簡単な規模ではないということで、非常に大きいと考えないといけないということでもあります。

この対策として、まず1つは減らすということが当然ありまして、人口も減少するので減らしてくださいというのが1つ。これがアクションプランの中に書いてあります総合管理計画の一つの大きな役目でもあるということで、そういう点が大事ですよということがあるのですけれども、ただ、残すべきものも多々ある。特に土木インフラに関しては、減らすということはなかなか実際問題できないということがありますので、相当部分は残さないといけない。

そうなりますと、どうやって残すのかということを見ると、やはりPPP/PFIの活用は不可欠でしょうということで、PFIなり、指定管理者なり、既存の制度を使うことも当然なのですけれども、むしろ発想を、これは根本の個人的な見解ということですが、もう民間が箱物とかインフラを保有してしまって、民間の責任で維持管理をして、行政は借りる、リースバックする、そういう方法で老朽化対策自身を民間に委ねてしまうということが必要ではないかということを書いております。

アクションプランのほうに戻りまして、ただ一つ計画部会のほうで議論できていないとか、そこから外れているのが「●」の数字なのです。何兆円ということがここに書かれて、今までは10年間で10兆、12兆という数字だったので、これをもう少し伸ばしましょうということだと思えるのですけれども、これは政治的な観点で今お考えになっておられるということですが、これがどのくらいだったら大丈夫なのかというのが全く見当つかない状況なのです。

それで、実はこの年間8.9兆円というのは、その目安になるだろうと思って計算をしております、10年で89兆円だと。89兆円のうちのどのくらいをPPP/PFIで分担するのだということが一つの相場観になってくるだろうと思います。89兆円全部をやるということはとてもできないので、相当大幅に減らすことで89が80なり、70なりになるということだろうと思うのですけれども、そうは言っても半分以下に減らすというわけにも多分いかないだろうなと考えると、やはり60兆とか70兆円ぐらいのスケールに対してPPP/PFIがどの程度やるのですかということになると思います。全部をPPP/PFIでやるということにはならないにせよ、ほんの一部というわけにも多分いかないだろうなと思ってしまして、ぜひその辺のところは政策レベルのほうでも十分にお考えいただきたいというのが私の意見であります。

ただしということをつけ加えると、8.9兆円というのは更新投資だけです。ですので、維持管理・運営費というのは含んでいませんので、今回、アクションプランに計上されるものにはそれが入ってきますので、投資部分だけを除くともっと小さくなるということになるので、後々、どのくらいのウエートでやるのだ、PPPでどのくらい負担するのだということをお問われたときには、その辺の数字も考えておかないといけないということなので、相当頑張っていたらだかないと、なかなか頑張った感が出てこないのかなと考えております。

ハードルを上げるような話で申しわけないのですけれども、今までがこうだったからこうですということだと、この老朽化の問題は乗り越えられないのです。これから10年、20年、集中して老朽化が到来するので、それを乗り越えるためには今までと全く違う発想をとっていく。そういう意味で、全く違う発想の事例として優先的検討規程とかプラットフォームというのをもちろん出しているのですけれども、多分もっとほかにもあるだろうと思っていますので、また次にそういうのを織り込んでいきたいなと思っています。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、本件について御議論いただきたいと存じます。今、根本委員から御提案もございましたので、これも踏まえましてということにしたいと思っております。ただ、この改定案そのものは、既に事務局から御説明もございましたように、これまで本委員会並びに計画部会での議論を踏まえた上で取りまとめたものでございまして、既に事務局としても関係の省庁とも御議論、協議を随分重ねたと聞いております。

既に調整済という観点もございしますが、これからこのアクションプランをどうするかということについては、今後、毎年フォローアップを行う、結果に基づいて改定を行うということで、今後、PDCAを働かせていくということでございしますので、先ほどの数字等々についても、フォローアップなり、PDCAの中で随時数字というものも変わってくるということもあろうかと存じます。その際、フォローアップでどのように対応していくのか、あるいはそのまま進めていくのか等々も含めいろいろあろうかと思えます。

進め方も含めまして、これまで御説明いただいたものにつきましての御意見、御質問等がございましたらお受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。アクションプランの案の文面自体はもう既に調整済みということですので、これ以上何か手を加えることはないと思えますけれども、あとはこれをどう実行していくかというところで、8ページ以降、「推進のための施策」というのがありますけれども、今、御案内のとおり、私もちょっとかかっていますけれども、経済・財政一体改革なんかでも今PFIの推進というのがうたわれていますので、その中にどうやってこれを組み込んでいくのか、あるいはあちらの動きをどう反映させていくのかということがまず一つあると思えます。

あと、先ほど根本先生のほうからもお話がありましたけれども、公共施設等総合管理計画を今自治体がつくっていますが、実はもうことしつくっているもので、次の段階が大事です。個別施設について、どういう形で実際に長寿命化なり、改修あるいは集中化を進めていくかということが次の段階で出てくると思うのです。ですから、公共施設等総合管理計画の中にこれを組み入れるといっても、もう自治体は作業を始めてしまっているのです。それよりはむしろ次の段階の個別のところ、少なくとも20万人以上は確実にですけれども、PPP/PFIを生かすという方向で自治体に働きかけていく。このあたりは総務省とどう連携し

ていくかだと思えますけれども、総務省が及び腰だとなかなか前に進まないで、彼らのお尻をたたく形で進めさせていくということが必要なのかなと思います。

それから、細かいお話なのですけれども、数字の話はこれからだと思うのですけれども、恐らく個別に積み上げるわけではない。これはどういう事業が出てくるかわからないので、個別に事業を積み上げるというよりは、恐らく先ほど根本先生から話があったとおり、全体の枠が決まっていて、この中からどれくらいPFIでやるのかという、ある種の見込みベースになると思いますが、高過ぎる球だと誰も打てないけれども、ある程度高い球でないとやはりやる気も湧かないということになるので、実現できたら一番いいのですけれども、一つのやり方はPFIを進めるための数値目標であるということが大事だと思います。今までどおり順調にやっていたら達成できるよねでは困るので、多少は高くしておいて、自治体や国、ほかの機関なんかに働きかけていくということが必要だと思います。

あと、20ページの「目標」で、そうなっているのだからしょうがないのしょうけれども、平成25年度から平成34年度までの10年間についてというのですが、もう今この段階で平成28年度なので、しょうがないですね、目標がそもそもそうなっている。ただ、数字を出すときの●兆円の事業規模の達成というときには、もう5, 6, 7は終わってますので、この部分はもう既にやったことで評価するしかないですよ。だから、このあたりどうなのだろう。余りこのところで変な数字を出すと、この後が大きなし寄せになりますので、実質的には28年度からの目標というふうに位置づけたほうがいいのかということ。それはただのコメントです。

以上です。

○石原委員長 今の件につきまして、事務局から。

○鳥巢審議官 順にお答えします。

諮問会議との関係は、実は今回、佐藤先生もあちらのほうでインプットされていますので、私もたまたま事務局として両方を担当していることになっておりまして、そういう意味では両方をにらみながらできるということで、非常にいい関係プレーができているのかなということでございます。

その中の一つの総合管理計画は、まさにおっしゃるとおりでございます。先ほど根本先生がお話しになっているインフラの老朽化も、今度の骨太が、近々、閣議決定されますけれども、骨太2014でも社会資本整備分野の中では非常に大きな柱として位置づけておりますし、ことしの骨太に向けての昨年の秋以降の一体改革推進委員会の中の議論でも最も時間を割いた部分でした。

その中で一番ポイントになってきたのは、まさに先ほど根本先生がおっしゃったストックの適正化をどう図っていくのかということで、サービスの水準を変えないで、サービスの水準を維持しながら、どうやって人口減少社会の中で持続可能なストックに持っていくのかということずっと議論しておりました。特に、今、佐藤先生からお話があったように、公共施設等総合管理計画が平成28年度中に策定が終わるという前提で物事が進んでお

りますので、そうすると来年度から個別施設計画の中でそのストックの適正化が本格的に議論されなければいけないので、それを実行をもってストックの適正化を議論してもらうためにはどうしたらいいのかということで、総務省なのか、個別省庁なのかという議論はもちろんあるのですが、施設について、これはまた各省庁で議論している最中なので、今後また骨太の後に一体改革推進委員会の中で引き続き議論しなければいけないのですが、要は公共施設のストックの適正化に当たっては、やはり公共団体がきちんと判断ができるようなガイドラインが必要だろうと。その中ではストックの適正化の物差しと。その物差しに当たったときにどういう解法があるのか、ソリューションがあるのかという適正化の方式をある程度、個別施設を所管している省庁のほうでその知見をインプットしてあげないと、公共団体ではそれに対応するのがなかなか難しいだろうという意識でやっています。

ただ、人口増加するときに対する対策は、霞ヶ関の中ではみんななれているのですが、人口減少の中でのいろいろな施策のフレームワークをつくるということについて、まだ十分経験を積んでいないということもあって、そこら辺が非常に議論が白熱しているところでありまして、引き続き今後も議論していく必要があるのかなということです。

それから、数字の出し方については、実は20ページの「目標」のところ自体は3行しかないのですが、実は非常に今回、議論を事業規模プロジェクトチーム、これも宮本先生、根本先生に御尽力いただいたのですが、そこからずっと議論を重ねておりまして、実はアクションプランが当初の10兆から12兆というときには、そもそもよって立つべき数字がなかったものですから、結局、PFI先進国であるイギリスの対GDP比をベースに置きながら、日本が先進国と同じになったらどのくらいの規模でなければいけないのかというマクロのフレームワークのほうから来ております。

ただ、きょうも参考資料でつけていますけれども、それに向かって施策をいろいろ並べておりますが、そこの関連性というのは、実は、これを一生懸命にやってこれに近づけようという、遠くを見る、北極星みたいな目標になっていて、至る道筋というのはそれを目指していく中で見つけていこうみたいなところが実はあったのですが、今回は25年度にスタートしてから、25年、26年という2カ年の実績値、だから2カ年なので今後フラクチュエーションが多分出てくるだろうということは前提なのですが、その前提で少なくとも2カ年の数字があるので、これをベースに10年間のプロデューションをきちんとやって、その上で政策目標として何を目標とするのかという、その初めて積み上げ方式に移行したということでもあります。

したがって、構成要素としては25年、26年の実績に基づく34年までのプロデューションをやって、その上でここで並べている政策をきちっとこなすことができたら、特に4.のコンセッションの重点取組方針をしっかりとやり、特に昨年暮れから指針を出しました人口20万人以上、そして国のPPP/PFIの優先検討規程をしっかりと運用して、実効性をもって運用したらどういうアウトカムが出てくるのかということに期待したいのかというこ

とで書いております。

そのアウトカムというのは、21ページの②のところで、優先的検討規程の運用により、事業規模目標期間内に人口20万人以上の地方公共団体で、これは全てのという意味ですが、収益事業の実施を目指すということで、要は公共施設で稼ぐという経験を人口20万人以上の公共団体について全て経験をしてくださいということの一つのアウトカムとして書いております。その下の公的不動産の利活用についても、これは平均でということなので、当然場所によって濃淡が出てきます。東京都心部では平均2件ということでは全然あれなので、数としてはもっと多いでしょうし、地方部になると平均2件も、事業規模的には1,000平方メートル以上ということになっているのでなかなか大変だと思いますけれども、いずれにしてもこういう優先検討規程のアウトカムをこの2つを置いて、それを数値的に評価すると幾らになるのかということに積み上げをしているということなので、当初のアクションプランの設定の方式からすると、少しというか大きく考え方を要するということになります。そういう数字にぜひしていきたい。したがって、今度はただの北極星ではなくて、ちゃんと道路標識のついた道の先にあるゴールになっているのではないかとということになります。

それから、計画期間の話なのですが、これもプロジェクトチームのときから議論がありましたが、計画期間をころころずらすと、達成されているのかされていないのかわからないということもあるので、これはきちっとフレームは維持したまま、要するに達成度がちゃんとわかるような形でやっていく。ただ、実績に応じて見直しをしていくということなので、今回2年の実績がわかった段階で3年目に見直したということなので、これは一つの先例的になるとすれば、このぐらいのタームで、毎年事業規模を見直すということのも大変な作業です。なのでなかなか厳しいと思いますけれども、ある程度の実績がこうやって積み上がった段階でまた見直していくということになると思いますし、最後の残り3年のときにどうするのかという話については、多分その次のこともイメージしながら議論することになると思いますけれども、当面は34年の達成年次に向けてどうやって目標精度を高めていくのかという議論になっていくのかなと思っています。

以上です。

○石原委員長 具体的な数字は、もう既に計画部会の中である程度詰まったということですか。

○鳥巢審議官 考え方はプロジェクトチームのときから非常に地道に詰めていただきまして、逆に言えばほとんど道具はそろっている。あとはその道具を使って料理をするだけということなのですが、非常に政治的な数字でもあるので、官邸も含めて、今、出し方も含めて調整させていただいています。先生方にタイムリーに御説明をきちんとしたいと思っております。

○石原委員長 先ほどの「P」というのは、ペンディングということですか。

○鳥巢審議官 そうです。

○石原委員長 この19ページの1つだけですか。

○鳥巢審議官 今、道路が一部残っておりまして、実はこれについて政府内でPPP/PFIについて推進体制の強化をしております、総理大臣補佐官、官房長官補佐官を筆頭として各省庁の課長クラスからなるタスクフォースをつくっております、非常に多省庁にわたることと、このPPP/PFI委員会を中心としてさまざまな政府の諮問機関とも関係することと、ばらばらにやっていたのでは一体的な大綱ができないだろうということ、そういう体制を組んでいただいて、事務局は我々がしているのですけれども、その中でいろいろ調整事項が出てきたら、そこできちっと政府内で調整をした上で案文を決めていこうということ、ほぼ事務的に済んでいるのですけれども、1点だけ残っております、そこでまた調整した結果を反映させていきたいと思っております。

○石原委員長 柳川委員はいかがでございますか。

○柳川委員 前回のいろいろな意見も踏まえて改定していただきまして、アクションプランの案自体はこれで結構だと思います。

先ほどからお話があったように、PPP/PFIに関しては政策的にも政治的にもかなり期待が高くて、こういうのがある意味で今回の経済・財政一体改革や成長戦略の大きな柱になるという期待がある一方、足元を考えたときにいろいろ難しい問題があってということで、高い期待と足元の現状を埋めるものがこのアクションプランだという理解なので、その中で丁寧に非常にいいものをまとめていただいたのではないかなと思っております。

そういう中で、今の数字とか、そういうところは非常に難しいものがあるなというのを改めて感じるところでございます、御指摘があったように、2年間のあれがあるので、先ほどおっしゃった道路がついた形の目標という形にはなっていると思うのです。ただ、やはりその2年だけだということはあるので、この先どういうふうに進展をしていくのか、あるいはいろいろな外的な環境が変わった中でどういう形をとっていくのかというのは、もしかすると目標以上のことが達成できるように、さらに大きくなっていく可能性もありますし、逆に言うと、なかなか難しい問題もいろいろ出てくるかもしれないということで、このPPP/PFIは下手をすると政治的には打ち出の小づちみたいに見られているところがあって、いろいろな面がこれで解決できるのではないかと。

ただ、なかなか難しいのは、全く打ち出の小づちにはなりませんというわけでもなくて、うまくやれば本当に打ち出の小づちになるかもしれない。そののところをどうやってやっていくかという中では、一つは事業規模の目標の適切な見直し、タイミングの見直しというのは、ここに何か書き込むということは必要ないにしても、どこかでちゃんと考えておいたほうが良いだろうと思います。

もう一つは、アクションプランはこれからいろいろ出てくるとは思いますけれども、本当に地方自治体を含め、現場の足元がきちりいろいろなインセンティブ効果がうまく働いてやる気を起こさないと、政府がどれだけマクロ的に大きな数字を掲げたところで、なかなかミクロ的な実態は動かないというところがあるので、ここをより具体的なところで

れだけうまく目標に沿った形で動かして行って、打ち出の小づちというのは言い過ぎかもしれないかもしれませんが、そういう形で働くようにしていかないといけないのだろうと思います。

もう一点は、先ほど根本先生から御指摘のあったような、老朽化対策だとか人口減少の中でのストックの調整というのは少し悩ましい問題があるなと思っています。このPPP/PFIに対する現状の期待というのは、ある意味ですごくプラスの効果がいろいろありますよ。もともとやっていたものを政府が財政支出を減らせますよ、民間でいろいろな活動が起きてきて、そこから経済の良循環が生まれて、成長にも寄与したり、税金にも寄与しますよという形になっている。そこを狙っているわけなのです。

ところが、残念ながら老朽化に対する対応はなかなかそういうふうにはならなくて、追加の支出だったり、追加の支出を一部民間で補ってもらえる。あるいは、老朽化対策のところでは本当にビジネスチャンスがあって、そこでばんばん税金が上がっていくようになるかという、何かそういうアイデアがあればいいなと思う反面、なかなか難しいものがあるって、ストックを減らしていくほうもそうですね。

この種のところをどういうふうに考えていくのかというのは、一つは難しくてもやはりそこにビジネスチャンスが見出せるように、いろいろな民間のアイデアを出してもらおうとか、工夫ができる人は入ってもらおうということだと思いますけれども、もう一つはそのところを、単なるプラス効果だけではないのだけれども、本質的には政府なり、長期的な国民の生活を考えたときに、こういう老朽化みたいな話、部分的に民間に対応してもらいにしても、ある程度こういうところにお金を出していかなければいけないみたいな話をどこまでこの先、中長期的な戦略してこういうものの中にいろいろな戦略として織り込んでいくかというのは、ことしどうこうとか、今この紙でどうこうということではないですけれども、少しじっくり考えていかなければいけない課題かなというのを改めて感じた次第です。

以上でございます。

○石原委員長 この中でも大分役割が期待されている機構としての役割といいますか、そういう観点で何かございますでしょうか。

○半田PFI推進機構専務取締役 PFI機構の半田でございます。

今回、アクションプランのほうで機構の役割について明確な形で位置づけていただきまして、本当にありがとうございました。私どもの官民ファンドの一つではあるのですけれども、法律に案件の形成のことが書かれているというのは非常に私どもの特徴でございます。ただ、その書き方は専門家の派遣とか助言という形で書かれておまして、今回のアクションプランで非常に具体的に書かれてきたという形で、我々もこういった活動というのは実は設立以来2年半、試行錯誤をしながら検討し、やってきたわけでございますけれども、はっきりと書いていただいたということで、これをもとにより本格的に具体的にやってまいりたいと考えております。

それから、アクションプランの全体の分野として、上下水道等のインフラ、それから今回新しく文教施設、公営住宅というのが入っておりますけれども、こういった書かれている分野をさらに力を入れてやっていきたいと考えております。

例えば、上下水道ですと、現在、6件、6件の目標を推進するために、関係省庁の皆様でモデルとなる自治体を決めて、そこに集中的に支援をしていこうという流れがあると聞いておりますけれども、我々としても、実は上下水道については自治体ごとの事業の実態というのはかなりこれまで調べてまいりましたので、モデル自治体が決まりましたら、そこについていろいろなお手伝いをさせていただければと思っております。

それから、文教施設の分野につきましては、これは地域の方にとっての文教施設という意味と、インバウンドも含めた観光客についての文教施設という意味合いもございます。例えば、博物館、美術館みたいなものというのは、もっともっと外国の方がいらっしゃるのではないかとということも考えられます。

ちょうど全国の自治体では、先ほど柳川先生がおっしゃった、大規模改修とか維持補修という中でのR0型のPFIとかコンセッションが注目され始めておりますので、この流れの中で大規模改修と軌を一にして、中の運営なり方法を変えていくというのが非常に有効なのではないかなと考えております。

それから、住宅でございますけれども、実は我々はまだ公営住宅に関連するものについての支援決定の実績はございません。この一つの背景として、公営住宅法という法律があって、家賃については自治体が直接収受するということがあるものですから、実績はないのですけれども、根本先生の新聞記事にもありますように、多くの自治体にとってみると、小中学校の建物に次いで非常に大きいのが公営住宅ということがあります。

それから、やはり非常に老朽化、あるいは空き家がふえているとか、いろいろな問題があって、もう集約をして建てかえていくというのが喫緊の課題になっておりまして、私自身も昨年度、熊本県の合志市というところがあるのですけれども、その委員会に入れていただいて具体的な検討に参加をしたということがあります。

公営住宅の場合には複合化が一つのキーワードかなと考えておりまして、これは一つは高齢者施設、保育所、公民館といったような、ほかの公的公共施設との組み合わせ、もう一つは民間の収益施設の組み合わせという形を考えていきたいと思っております。

大都市圏、例えば最近でも近畿圏ですとかなり案件の数は多いのですけれども、こういう大都市圏型のものと、あるいはもう一つ中小の都市型のものというのは、恐らくコンセプト、方法は違うと思いますので、両方の分野についていろいろな情報を集めてお手伝いできるように努力してまいりたいと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、時間もそろそろでございますけれども、最後に補足を宮本先生と根本先生から。



○宮本委員長代理 御議論いただいたとおりでございますが、先ほど佐藤先生とか柳川先生がおっしゃいましたが、平成25年のアクションプランから2年間たっているということで、2年間分はプロジェクトチームのほうで計算したのを以前の委員会で御報告させていただいております。ですから、この本体とその実績を測った結果をどういうふうに公表していくのかというのは、これからまた事務局のほうで御検討いただくという形になるのかと思います。

○根本委員 先ほど言わなかったので、具体的な話を3点だけ。

1つは、総合管理計画は確かに今年度で終わるのですけれども、今年度までの管理計画は具体的な施設名を入れろとは書いてなくて、類型別の方針でよいとなっていて、実際9割以上の計画は固有名詞は入っていませんので、来年度以降、個別施設計画に移るということで、恐らく今年度の最後ぐらいに、それを踏まえた指針の改定が行われると思うので、総務省さんのほうでその改定指針を出す際に、次はこういうことを考えてくださいということと言及するという形にさせていただけるかなと思います。それが1点です。

2番目が優先的検討規程の自治体の人口規模の話で、20万以上はやりなさいと書いてあるわけですが、優先的検討規程の指針ではそれ以下も行うことが望ましいと書いてあるので、今回はそれが一応のアクションなのでそこまでは求めないということで外れているのですが、当然20万人以上だけでよいということにはならず、それ以下のところも出てくる。これは数千人のところやれというのは無理だと思うのですけれども、例えば5万以上とか、3万以上というような次のステップのことを考えたほうがよいかなと。

ちょうど、これも総務省の公会計の改定の中で、固定資産台帳の義務づけとかで人口で少し期限を変えたりしているので、同じようにしていただけるとよいかなというか、しないといけないかなと思います。これが2点目です。

3点目で、公的不動産を今回前面に出して、特に行政財産という言葉を入れていただいて大変いいと思うのですけれども、具体的には学校の廃校舎というのが一番大きいわけですね。学校の土地を買い取ってマンションをつくるという場合は、ここで言う何兆円の中に入ってくるわけですが、余りそういうことは特に地方部の場合にはなくて、廃校舎を活用してシェアオフィスにするとか、宿泊施設にするとか、道の駅にするとか、さまざまな事例があって、これは金額的な効果は余りないけれども、事柄として地域活性化に非常に貢献をするということになると思うので、件数で表現するというのもアイデアにありますけれども、そういう意味では少し違う物差しも考えながら廃校舎の活用、それから、生きている学校に関しても、公共施設以外に民間の施設もどんどん入れていくということも考えられると思うので、先ほどの公営住宅と同様に学校についても重点をこれから入れていきたいなと思っています。

以上です。

○鳥巢審議官 個別計画の改定につきまして大変いい話をいただきましたので、こちらの場でやるのか、諮問会議の一体改革のほうでやろうか、また検討させていただきながら、

ぜひ考えていきたいと思えます。

それから、5万以上の都市でもできるというお話は全くおっしゃるとおりでありまして、我々としては優先検討規程というのはかなり高目のボールで出しているというのが大体相場観だと思うのですが、これをしっかり柱にしていくためには、総務省の力もかりて今一生懸命やっているのですけれども、まず、今回ターゲットになっている181の人口20万人のところをしっかりとやっていくところを橋頭堡にしていきたいと思っております。28年度で人口20万以上について100%というKPIを一体改革推進委員会の改革工程表の中にきちんと盛り込むという意気込みでやっておりますので、とにかくことしはこの20万以上についてきちっとつくっていただく。これがまともな公共団体の仕事の仕方のスタンダードなんだということを世の中に定着させていきたい。要は、税金で仕事をしている地方公共団体として当然のプラクティスなんだという形にするためには、まずこの181の団体できちっと模範を示してもらおう。その後どう進めるかということについては、先生がおっしゃるように、逐次、長男から次男、次男から三男という形に多分なってくると思いますが、具体的には後ほどまた議論させていただく部会の中でストラテジーをきちっと御議論いただいて、それでしっかり進めていきたいと思っております。

それから、行政財産の話は大変貴重な話だと思います。今回、重点取組方針の中で、コンセッションとして文教施設を位置づけ、コンセッションには至らないもののコンセッションをにらみながら収益事業をやっていただくということで公営住宅を位置づけたということで、少し枠が広がりつつありますので、これについて逐次追加をしていくということを確認しておりますので、根本先生のお話も含めて、また政府内のタスクフォースの中でも議論させていただきながら、これは関係省庁にやる気になっていただかないと物事は進まないの、関係省庁の理解と協力をいただきながら、しっかり議論していきたいと思っております。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

議題1に関しましては、大体皆さんの御論議も尽きたようでございますので、この辺にしたいと思えます。全体としてこのアクションプランについては御賛同が得られたものと考えますが、現時点あるいは今後の問題、課題等も踏まえたいろいろな御指摘もございまして、それをどういう形でこの中に入れていくか、あるいは今後の問題としていくのか、あるいは他の機関で検討していくのか等々も踏まえまして、事務局のほうで最後の取りまとめをしていきたいと思っております。

それから、数字がまだ「●」となっておりますが、これも今までお話がありましたように、過去2年間をベースとしてさらに発展させていく中でどういう数字を出していくか。これは決めなければいけないわけです。ということもございまして、また個別にいろいろ御相談もあろうかと思えますけれども、最終的には本日の議論を踏まえた委員会としての結論、取りまとめにつきましては、委員長の私に一任していただければありがたいと思

ます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、議題1は以上といたしまして、議題2に入りたいと思います。「優先的検討部会」及び「事業部会」の設置等でございます。

アクションプランのフォローアップと見直しという、先ほど来申し上げておりますPDCAサイクルの実行のために既に計画部会が設置されているわけでございますけれども、さらに今後はこれに加えて、先ほどの新しいアクションプランの説明の中にもございましたように、優先的検討を実効あるものにする、そういう目的のために優先的検討規程の策定、運用状況のフォローアップを行うための新たな部会を設置したいと考えております。

また、コンセッション事業を初めとするPPP/PFI事業をさらに推進していくために、地方公共団体あるいは民間事業者が抱える課題や意向を把握して、それらの声を的確にこの改定に反映させていく、そういったような部会もあわせて設置したいと考えております。すなわち、「優先的検討部会」及び「事業部会」ということでございます。それらの内容につきまして、事務局から説明をよろしく申し上げます。

○村田参事官 資料2-1、2-2、2-3に基づきまして御説明します。

資料2-1は、「優先的検討部会」の設置についてでございます。昨年12月に指針を策定いたしまして、人口20万以上の地方団体については優先的検討を要請しているところでございます。これまでも3月には私どものほうから優先的検討規程に関する策定の手引をつくらせていただいて、全自治体のほうに流させていただいているところでございます。

先ほど審議官のほうからお話がありましたけれども、人口20万以上の181の団体につきましては、28年度中にこの優先的検討規程をつくっていただくというKPIを設けているところでございます。それに基づきまして、29年度は本格的な運用が開始されると考えているところでございます。

したがって、28年度は策定の状況についてフォローアップするとともに、29年度については運用の状況のフォローアップをしたいと考えているところでございます。

一方、2.の(2)を見ていただきたいのですが、コンセッション方式等、評価方法がまだ不十分な部分がございます。したがって、その点も含めまして優先的検討規程の策定の手引はつくりましたけれども、運用の手引もこの優先的検討部会のほうで御審議賜って、年内につくっていきたいと考えているところでございます。

当面のスケジュールについては資料2-3のほうで御説明させていただきます。

次に、資料2-2をごらんください。今回のアクションプランの根底に流れるのは、収益事業をふやしていこう、特にコンセッションファーストで物事を進めていこうではないかという話が根底に流れていると考えております。したがって、コンセッション事業を初めとするPPP/PFI事業をさらに推進するためには、それに取り組む自治体さんの声であ

ったり、民間事業者さんの声、意向を把握する必要があると考えておりますので、「事業部会」を設置いたしまして、その意見を幅広く取り入れたい、それを施策に生かしていきたいと考えているところでございます。それが資料2の「事業部会」の設置についてでございます。

続きまして、資料2-3でございます。これが今後の委員会の進め方でございます。委員会を中心にアクションプランのPDCAを回していくという考え方は変わりはありません。一番上に委員会、計画部会、優先的検討部会、事業部会ということで、28年7月から来年の6月までのスケジュールを書かせていただいております。

それで、ことしの若干の反省点でございますけれども、計画部会を3月に開催して、今ここに取りまとめるという非常にタイトなスケジュールで、委員の皆様方にも非常に御迷惑をかけた点がございますので、今年度はもう少し余裕を持って進めていきたいと考えております。

やることは、計画部会で関係省庁等のヒアリングなり、アクションプランの見直しの調査・審議をするということ。これはことしのやり方とほぼ同じような形で進めていきたいと考えておりますけれども、スタート地点をもう少し早目に実施したいと考えているのが1点目でございます。

それに加えて、優先的検討部会につきましては、3段目の欄を見ていただきたいのですが、28年度中に国は当然のことながら、人口20万以上の自治体さんについては全自治体についてつくっていただこうと思っておりますので、9月ごろに策定状況を調査いたしまして、フォローアップとか必要な施策の検討をさせていただきまして、委員会のほうに御説明させていただきたいと考えております。同じような作業を年度末までに全部という話でございますので、それを3月に調査をいたしまして、5月に取りまとめて、必要な施策をアクションプランの見直しのほうにも反映させたいと考えているところでございます。

あわせて、優先的検討部会の点々の部分を見ていただきたいのですが、本格的な運用が始まるのが29年以降でございます。もう策定の部分ではなく、今度は運用の状況について委員会のほうで運用状況の分析であったり、自治体を含めた関係者のヒアリングを実施するとか、それから運用状況に関する部会の取りまとめをさせていただきまして、また委員会のほうに報告をさせていただき、可能であれば計画部会の関係省庁のヒアリングに生かすとか、アクションプランの見直しの方針の検討に生かすということで、また事業部会につきましてはヒアリングをさせていただき、コンセッションを進めていく上での課題なりを抽出した上で、委員会に御報告させていただきたいと思っております。

このように、今、優先的検討部会と事業部会の話させていただきましても、アクションプランの見直しの方針の検討であったり、関係省庁等のヒアリングのほうに生かすということで、この4つの部会を有機的に活動させて、よりよいアクションプランを今後つくっていききたいと考えている次第でございます。

御説明は以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの発表につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

これまでいろいろな部会がございまして、先生方がいろいろ重複されておられますので、そこら辺の状況は十分踏まえた上で委員の選定等については考えたいと思っております。

よろしゅうございますか。改めて自治体なり企業の声を聞くというのは非常に大事なことかと思っておりますので、よろしくお願いとしたいと思っております。

それでは、今、申し上げましたように、御参画いただく委員及び専門委員につきまして、後日、私のほうから御指名させていただきたいと存じます。

最後になりますが、議題3「PPP/PFI推進アクションプランに対する期待」ということで、宮本先生からお話を伺いたしたいと思います。今回のアクションプランでは、バンドリングの重要性、あるいはLABVといった新たな手法について盛り込まれております。新しいPPP/PFIに対する御期待につきまして、御提案されました宮本先生から、発表いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○宮本委員長代理 宮本でございます。

計画部会の中で、根本先生、専門委員の方々といろいろな議論を行って、本日の報告に至ったわけですが、その中で私の個人的な意見も踏まえて、全てが反映されたわけではございませんけれども、いろいろなことを言わせていただきました。その中で、余り耳なれない言葉もあるということがございますので、改めて説明したらどうかという御提案をいただきましたので、これからお時間をいただいて説明させていただければと思います。

パワーポイントの資料がございますけれども、1枚めくっていただきますと、きょうの内容にも当然重なりますが、まずは今回のアクションプランの改定におきましては、できるだけ税財源によらないということで、公共施設等運営権、コンセッション事業における話がございましては既に組み込まれたことがございますけれども、少しお話しさせていただきます。

それから、サービス購入型というのは、前のアクションプランではある意味では消えていたといいますか、ちょっと目立たない形になっておりましたけれども、それについて再評価をさせていただければどうかということがございます。

それから、今も委員長からもお話がございましたけれども、さまざまな形でバンドリングをやることによって事業化を推進したらどうだろうかということがございます。

もう一つは、個別の事業方式として、公有地、公有財産の話、あるいはインフラの一般的な整備ということで、維持・管理・更新もありますけれども、当然新設もあるということで、本来のPFIというのはどういうものだったのだろうかということ踏まえての話、それからきょうも話題になっておりますけれども、老朽化の対策についての話ということで、幾つかの事業方式について御紹介させていただければと考えております。

3 ページでございますけれども、「公共施設等運営権（コンセッション）事業における混合型の活用」ということで書かせていただいております。このアクションプランの改定自体がコンセッションの推進ということでございますので、推進がされるのは間違いないわけでございますが、最初のポチに書いていますように、公共施設等運営権事業、コンセッション事業は完全な独立採算型であると思われる嫌いもないこともない。これは同然、これにかかわっておられる方はそうではないよということもありますし、この前、半田さんから部会の中でも御報告いただいたとおりでございますけれども、地方公共団体の中においては、うちは関係ないよねと考える嫌いが多いだろうと。これはふるさと財団で行った調査などでもそのような御回答をいただいております。

逆に、独立採算が可能な事業というのはかなり限定的であるというのが事実だと思います。それは、3 番目に書いていますけれども、公共施設・公共サービスにかかわる事業である限り、直接の利用者以外での外部効果があるわけですから、その範囲内で適切な公的負担を行うほうが逆に合理的だし、効率的だという一般論でございます。

そういう公的負担を行う部分をどういうふうに扱うのかというのは、いろいろなやり方がございますけれども、一つのやり方とすればサービス購入型事業という形で組み込んで、それと独立採算のところを分けて行うことによる混合型事業というのが極めて現実的な話になってくるのかなと思います。

アクションプランの（1）類型はコンセッションですけれども、（2）（3）類型におきましても、いろいろな形で公的負担をもう少し適切な表現の中で明記して混合型ということを示すことによって、地方公共団体の中で今まで関係ないと思っていたところにも目を向けてもらうというのは重要ではないかなと思います。

これまでも運営権の事業は出てまいりまして、目立つのは関空、伊丹、仙台空港でございますけれども、2 件ほどこれに近い混合型という形で、但馬空港の話もそうですし、もう一つは国立女性会館、これも分け方を工夫されながら、2 つに分けてコンセッション事業を組み込むという形で工夫されていますので、そういうやり方でできるだけ効率的に、結果的に税財源からの支出を抑制するという形を推進していくということをもう少し明記したほうがいいのではないのでしょうかという話で進めてまいりました。

その次のところは、プロジェクトをやるときにどのようにお金を借りるのかという話と、どのようにお金を返すのかという話が、たまに地方公共団体などでは混同しているようなこともございますので、どういうふうにお金を借りるのかという話と、何で返すのか、返す財源は基本的には税金とその施設の利用料金、あるいは関連の事業という形かと思っておりますけれども、それを適切に組み合わせることによって、先ほど申しあげましたような混合型のコンセッション事業という形も構築できるだろうということでございます。

5 ページ目でございますが、先ほども申しあげましたとおり、サービス購入型のPFIというのを再評価して、もう少し明示的に推進していったらどうでしょうかという話でございます。

もともと料金がとれないような事業はたくさんあるわけがございますので、それに対してコンセッションということは普通はあり得ない。ところが、前のアクションプランでございしますが、この中では他の類型に包含されているのかも余りわからないような表現だったと理解しております。PFIをどう定義するのかにもよりますけれども、本来のPFIはサービス購入型の概念が中心だと私たちは理解しておりますし、英国なんかのパブリケーションでもそういうのは、全部ではないのですけれども、中心になっております。それこそサービス購入型という表現だけではなくて、アベイラビリティ・フィー、施設が利用できればフィーを払うぞという、公共から費用を払うよという形の事業として位置づけられているかと思えます。

既に我々、もう平成11年からの実績がございしますが、基本的には税財源が財源という形になっておりますけれども、その支出額を十分な程度これまで削減してきたという実績がございします。今、内閣府のウェブからはこのページがないかもわかりませんが、事業規模のはかり方を変えたということで、混同するからこれが落ちているかもわかりませんが、以前出ておりました資料によりますと、25年まででは400ちょっと、事業規模で4兆3,000億、全部がサービス購入型というわけではございせんけれども、その中においても8,000億円ぐらいは事業費が削減できて、公的な支出が削減されたとなっております。これはいわゆるバリュー・フォー・マネーということでございします。ですから、これだけでも20%近い事業費の削減になるわけですので、当然、財政再建等に寄与するのは間違いないという形でございします。

それに加えて、一番下に書いてありますとおり、提供されるサービス等に対して一定の評価がある。全てが全ていい事業だったとは言えないと思えますけれども、それなりにサービスがよくなったというような回答を受けております。

ページをくっていただきますと、そのサービス関連でいきますと、下のほうの円グラフでございしますが、これは我々がPFI協会と一緒にに行った調査でございします。PFI事業を行った地方公共団体に対してどういうふうに評価されていますかというアンケートでございします。設計、建設、運営、維持管理と分けておりますけれども、PFIで従来型に比べてどれぐらいの差があるのですかという形のことを聞いております。真っ赤なのが「顕著な工夫がある」、黄色が「ある程度工夫がある」ということで、この暖色系が圧倒的に占めておまして、それなりに評価されている。否定的な意見はないことはないわけですが、限られているという形でございします。

この回答は、英国でPFIのバッシングがあつて、PFIは余り工夫がないぞとか、よくないぞと、その当時、2010年ぐらいから流れたことはございしますが、英国ではそういう話があったということ踏まえて、日本ではどうなのでしょうかと趣旨でやった調査で、一応こういう評価も出てきているということは、財政支出の削減だけではなくて、PFI施設は今までの公共施設と違いますねという評価をいただいているのではないかなと思えます。

上のほうにちょっとへんちくりんなグラフを書いている絵がございしますが、下のほうは

いいのですけれども、いわゆるバリュー・フォー・マネーはPFIサービス購入型における一つの評価指標になってまいりますけれども、そのときのバリュー・フォー・マネーは、一般には財政支出の削減額ということで、あたかも決定額的に出てきているわけですが、いろいろなリスクが起こる起こらないによって政府支出もある程度変わってくるわけですので。それが従来型の事業だったら、下のグラフで破線で書いておりますように、右のほうは財政支出額なのですけれども、従来型だったらとてつもないところまで支払う羽目に陥るようなこともないとは限らない。PFIの場合でしたら、そこら辺は全部契約で決まっていますし、リスクの分担が明確にされていますので、その意味ではとてつもないところまで財政支出額が出てくる可能性は原則してほとんどないという意味でいけば、上のほうに書いていますけれども、バリュー・フォー・マネーの概念自体が、財政支出の金額だけの削減というよりは、その確実性を高めることもあるのだということが、余りこれは国内ではなかなか出ておりません。実は、以前のここでの総合部会でもこれを何回か申し上げて、少しはそのレポートに入っているのですが、なかなか余り反映されていないかもわかりません。この両方を含めて見ていく必要があるだろうという意味でいけば、従来型のサービス購入型も、この点でも寄与しているという形で評価していけばどうかということでございます。

その次の8ページ目でございますが、これはバンドリングということで、いろいろな形の事業だとか、地方公共団体だとか、施設とかを束ねるという意味で使われるかと思いますが、本来はある一つの公共団体が持っている施設を、1個だけだったら小さいから、数個集めて事業規模を確保しましょうということで、英国なんかでは小学校なんかを中心にやっていることでございます。

施設のバンドリングという形で考えますと、学校等で1個の事業としては大したことないけれども、地域内にはたくさんあるということになれば、20万ぐらいの都市であれば、単一の市域内でもできるかもわからないと思いますけれども、先ほど5万以上という話もございましたけれども、それ以外の地域というようなもの、これは前も佐藤先生も御指摘になったところですが、県北地域をまとめてそういう施設を取り扱うとか、県南地域を取り扱う。これのためには県が主導してもらおうという形が必要かと思いますが、一種の広域組合みたいな形で組み立てていくということもあるかと思いますが、それで、いろいろたくさん施設をつくるということもあれば、先ほどのお話もありましたように、ごみ処理施設なんかはよくやっていますけれども、広域組合をつくって、どこか適切なところに1個つくる。今までどこもかしこも小さいのを持っていたのをどこか1カ所に集約するという意味でのバンドリングもあるかもわかりません。

これを実行するときには、この手の小さな事業というのは地域の関連の建設産業とかにとっては重要な産業でございますので、その配慮、地域維持型ということも当然考えなかったらだめだということもございまして、基本的にはこういう枠組みを考えていくということも重要ではないでしょうかということでございます。



その次、9ページでございますけれども、公有地の活用の方法はいろいろございます。今回も事業規模の中で公有地を売却したり、定期借地で貸したりという形の活用はどちらかと言えば多かったところはございますけれども、このLABVと称するものは、地方公共団体が現物出資で土地を提供して、公共施設も含めながら収益施設を活用することによって事業費を回収していくというような形のイメージでございます。

LABVというのはLocal Asset Backed Vehicleということで、Local Asset Backedというのは地方公共団体の資産でございますが、それに基づくVehicleは事業体ということでございます。基本的には、絵に描いていますとおおり、公的な不動産があって、その評価額に見合うだけのキャッシュ、場合によってはカインドという形でいろいろなものが入ってくる。

原則は、出資比率はフィフティー・フィフティーという形が基本的ではございますが、これが最近ちょっと崩れているのもあるというふう聞いております。フィフティー・フィフティーがなぜいいのかというのは御理解いただけるとおりだと思いますが、どちらか一方で決まらない、だからがっぷり四つに組むということで大変なのですけれども、51対49だったら片方に決まっちゃうよねということなので、どちらも興味は出てこないということの中での工夫かと思えます。

これは公・民のジョイントベンチャー、第3セクターでございますが、その事業体を介して、基本的にはある程度の規模の公有資産で、一筆だけで小さなところだったら利用の仕方も限られていると思いますし、多分それだったらPFIでいいと思うのですけれども、複数の地区の公有財産、これは別に飛び地であろうと構わないわけですが、それを全体包括的・戦略的に再開発を行っていく。基本は、都心の老朽公共施設も再構築みたいな形のイメージになってまいります。

次の10ページでございますが、今のところ発想として使えるなと思うのは、赤字で書いておりますところの都心の一等地、あるいは地方でも潜在的な観光資源ですね。

その次の11ページに、これはクロイドンというロンドンの三鷹市みたいなところですが、ロンドンの南のほうにあるところですが、そこではかなり飛び地の区画の中で、現施設はかなり老朽化している。それに対して市役所の建てかえ、大学の再整備、公共住宅の整備で、収益をとるための商業施設の整備という形のことを行って、今、事業が進んでいるところでございます。

その次をめくっていただきますと、さっきのは都心型みたいなもので、それこそ地方都市でも中心部では使えるかと思えます。その次のリーズという、これはイギリスのほぼ真ん中ぐらいのイメージですが、これは地方とは言えないですけれども、小さな都市でございます。ここでは、御存じのとおり、英国でもかつては運河が張りめぐらされて、物流の主役をやっていたわけですが、それが老朽化してしまったということで、左の上の写真みたいなところだった。それを下の写真のようにきれいな形に再整備して、ロングボートなんかは今盛んになっていますので、そういう動きになる。ここがその起点に

なれば、右の上のように、ホテルとか住宅を整備して償却施設ができる。そういう商業施設で、基本的には全体を賄っていくという形でございます。

ですから、そういう公共の施設、公有財産を活用しながら、これもリニューアルしてやっっていこうという形でございます。

次の13ページでございますけれども、これは昔よく使っていた絵でございますが、我々のイメージからすれば、イギリスのPFIは、これだけではなくて、病院だとか学校だとかいっぱいありますけれども、インフラという形で見れば道路でございます。御存じだと思いますけれども、英国では有料道路は1本しかございませんで、それは英国ではコンセッションと呼んでいるところです。向こうの場合はBOTに近い形になっております。

ここに掲げていますのは、全部無料の一般道路でございます。Mと書いているのは高速道路でございますが、英国は道路は有料ではない。橋の部分、トンネルの部分は有料部分がございますけれども、M6道路を除いては有料はございません。その中で、英国で工夫してPFIといいますか、民間参画型に変えたのがここで書いておりますDBFO道路と呼ばれるものでございます。これは設計、デザイン、建設のBuild、資金調達のFinance、運営、維持・管理、OperateのDBFOという形で、これはイングランドの道路庁が考案して、ヨーロッパ国内等でも導入されたという形でございます。これは30年間無料道路でサービス購入型、当初は違いましたけれども、最近はアベイラビリティ・フィーという形になっております。

全てが全て無料でという形ではなくて、ある程度交通量が確保できるような地域になれば、日本の道路の中でも合併施行というやり方がございますけれども、それに近いような形で、下は税金、上は利用料金という形で返していくという形で、下のほうに書いていますとおり、コンセッションとの組み合わせも可能だと考えております。

その次の14ページでございますが、維持・管理のことでございます。維持・管理する前に、まず修繕するか、更新するかということをやらなければだめだということでございます。

これは英国では5カ所、私が確認している中では実施されているプロジェクトでございますけれども、市域全域の道路及び道路の附属施設、街灯とかそういうものの老朽化が激しい。上に写真がございますが、左のほうはぼろぼろだと。それをあるサービスレベルまで高める、一気に5年ぐらいで修繕しようと。この一気に5年ぐらいで修繕するのにお金が初期投資的に要りますので、資金調達が要る。それをプライベートファイナンスにして、その後20年ぐらいをこのレベルを維持するという条件で実施しているプロジェクトでございます。

これを単一市だけではなくて、場合によっては複数市とか、あるいは市域の市道だけではなくて県道も込みでとか、国道もといったらどうなのでしょう、わかりませんが、そういうような形で一つある方向ではないかなと思います。

15ページでございますが、橋梁の話がいろいろなところに出てきております。橋梁も、

大規模橋梁は単一プロジェクトでいろいろな形でやらざるを得ないということだと思えますけれども、「高度経済成長のときにできて」といろいろなところに引用されている文章もございますし、数字もございますが、我々「団塊の橋」と呼んでいる中規模、小規模の橋がいっぱいございます。それをどういうふうにやっていくのかということですが、従来は余り維持・管理を効率的にやるような形で必ずしも設計・施工がなされていたということではございませんので、今回を機に維持・管理もやりやすいように修繕・設計、それから施工も行って、できたらそれを一括で包括してやったほうがいいのではないかなど。ただし、1個のそういう中小橋梁だったら事業規模は余りございませんので、似たような橋ということで、何が似ているかという表現でございますが、はがねの橋とコンクリートの話がそれぞれある程度似ているかなということ、似たような橋をバンドリングしていく。こうなれば、初期投資もかなりかさむ可能性もございますので、その中においては資金調達の話とすれば、民間資金調達もあり得るという形のシナリオかなと考えております。

ですから、こういうところは別に橋だけではなくて、いろいろな公共施設の中で似たようなこともできるわけではないかと考えておりますので、今回のアクションプランをきっかけに具体化する中で、こういう形のこの中をもう少し具体的に実行できるように、制度を構築していくというのが重要ではないかなと考えております。

お時間をいただきまして、どうもありがとうございました。

○石原委員長 ありがとうございました。

ただいまのお話につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

○柳川委員 ちょっと聞き逃した細かい点ですが、14ページのポーツマス市の道路の話は、資金はどこから出てくるのか。

○宮本委員長代理 14ページはポーツマス市という一つの市の中です。

○柳川委員 市がお金を一応出して。

○宮本委員長代理 そうです。これはサービス購入型ですので。このときは英国ではPFIクレジットという形で、中央政府のほうからPFIのための補助金的なものが出ていたので、それも入っているという形になっております。PFIを推進するために、PFIをやったらそういうのが補助金的に出てきた時期がございました。今はなくなっております。

○柳川委員 それで、御質問は、9ページにあるようなLABVですか、こういうものと考えていかないと、これから日本でもおっしゃっているような混合型というのが、主流という言い過ぎかもしれませんが、やはり本格的に考えなければいけないのだろうと思っはいるのですけれども、大抵こういうものが出てくると、日本ではいわゆる昔の3セクの失敗というのがあって、失敗と言うのもまた短絡的な判断のような気がしますけれども、なかなかうまくいかなかった経験があるわけで、それとどういうふうな差別化を図って、何が違ってくるのかということのを改めて整理してお話しいただけるといいかなと思います。

○宮本委員長代理 従来の3セクでいろいろ問題があったというようなところの中におい

ては、公共のほうの責任限界が明確でなかったところが一番大きいところと考えています。

英国でこの事業をやるときは、LLPということで限定責任事業組合を組んでおりますので、責任は限定されているという形で、それ以上のことはしないということは明示されている形になっております。ですから、この事業がうまくいかないから追加の補助金という話は基本的にはないという枠組みと思います。

PFIの基本というのは公共のリスクをどこまで民間に受け持ってもらうのかというところが一番重要なところでございますので、リスクの分担については一番の肝だと考えています。

○柳川委員 そのとおりだと思うのですが、そのときにルールとしてはそうやって書かれていても、公共事業で本当に苦しくなったときに、そういうふうなルールに沿った実行、責任分担が本当になされるのかというのは、多くの場合、こういう公共の施設に関しては起きてくると思うのですが、イギリスでは比較的そういうところはうまくいっているという理解でよろしいのですか。そこはどのようなのでしょうか。

○宮本委員長代理 基本的には契約主義の中での範囲でしか動けないと理解しておりますけれども、全て見ているわけではございませんので。

○石原委員長 イギリスの議員さんというのは、そういうときに声はどのようなのですかね。

○柳川委員 だから、もうしようがないやというふうになってくれるのかどうか。

○佐藤委員 今にかかると、事業体が破産状態になったとき、日本で言えば、民事再生法とか、そちらの対象になるのですかね。

○宮本委員長代理 そういうふうに理解しています。

○佐藤委員 では、普通の企業が潰れたのと同じだと。

○宮本委員長代理 この場合は基本的にSPCに近いものですから、その事業会社、事業組合が破産したという形の扱いで、再生処理になると思います。

○根本委員 ちょっと補足させていただくと、日本の3セクは契約自体が非常に曖昧で、何となく行政が支援してくれるのではないかというので、損失補償契約みたいなものがしっかりあれば、これはこれでいやおうなしにするのですよね。ただ、経営支援念書みたいな極めて曖昧な、契約になっていないようなものが乱発されて、私自身がそれをしていたので反省を込めてですけれども、問題が発覚したときには経営支援って一体何なんだみたいなところが、これは民間が支援する場合も同じなのですけれども、東京電力とかトヨタ自動車か支援しますというのも同じなのですけれども、要するに契約になっていない3セクというのは多々あって、それが問題だったということで、3セク自体が悪いというよりは、契約主義が徹底していないとか、あるいは契約の前提としてのリスク分析とか、分担が明確でないということが問題です。

では、今の3セクはどうかというと、PFIの中にも3セク形態をとっているのは幾つもあって、それが別に破綻しているわけでもない。ごみ処理なんかはそうですけどね。そういう意味では、PFI法の施行によって改めて契約主義の重要性みたいなものを認識されている

ので、これからはそういうことはないというか、契約ですと言ってしまえば、もうそれで終わりなのかなと。そこをクールに突き放している案件もあって、それ以上悪化をしていないですからね。なので、LABVが日本で導入されたときは、これは曖昧な地域の仲よしクラブではなくて、契約主義の中での一つの新しいやり方ですよということを徹底しておけば、その御懸念は多分ないのかなと思います。

LABVの一種なんですかね、アセット・トランスファーというのが別途あって、歴史的建築物なんかを完全にNPOとかに移転してしまっただけで、それでNPOもあるし、あとはちょっとど忘れしましたけれども、そういう歴史的な資源をみんなで守ろうという場合に、買い取りを従来のルールでやらないといけないのですけれども、それを自治体が1回取得をして、所有権を移転するようなやり方があるのですね。これはそういう意味では契約主義とはちょっと違って、NPOの非営利性にかかなり依存したやり方ですので、そっちもかたがた必要ではないかという意見も世の中には今出てきていると思うのですけれども、LABVに関して言うと、完全に契約主義の世界で貫徹するというふうに、導入するときはやるのだろうかと思っております。

○柳川委員 御質問させていただいたのは、自分の悩みみたいなもので、大体3セクとどう違うのですかという話が聞かれるので、先生が御指摘になったように、これは責任が明確に規約で書いているのですと私もお答えしているのですけれども、そのときに本当にその契約どおりに進むのですか、本当に大変になったときには、いろいろな政治的なことも含めて、そこはひっくり返るような話にならないのですかと。そこがソフトバジェットとかモラルハザードみたいなことの原因になりませんかという質問があるものですから、何か工夫の仕方で契約がきちっと守られるということであれば、より創意工夫が必要だろうと思いますし、ある意味でそういう文化をここでつくっていくということなのかなということも含めて、個人的な悩みをぶつけさせていただいたということでございます。ありがとうございました。

○石原委員長 イギリスの場合は日本と違って、政治家がその地域の利益代表という形で選出されるわけではないですよ。それに対して、日本の場合には牢固とした利益代表の側面がある。おっしゃるように、文化的あるいは政治的なバックグラウンドというのがあるって、契約だけの問題ではないのではないのでしょうか。そういったバックグラウンドが今、変質しかかっているのか、大分変わってきているのか、どうなのでしょう。

○根本委員 政治リスクは当然あるのですけれども、政治リスクに対しては損害賠償ではないので、やり続けろとはやはり言えないのです。なので、契約解除をして、民に帰責事由がない場合に契約解除をすれば損害賠償を請求しますよ、払いますと言えば契約解除される。

近江八幡の病院PFIがそうですよね。契約どおりやっていて、首長がかかわって、PFIは嫌だからやめる。だったら、損害賠償してくださいねと。そういうようなことなので、それはイギリスでも多分同じだと思いますね。昔は、そういうことすら想定していなかった

のですね。首長がかわったらどうしようなんていうのは、全くリスクとして考えていなかったりしたので。

○石原委員長 契約の中に明確にそこら辺を規定するかということですか。

○根本委員 今回のPFIの枠組みで、それ以上のことはできないと思います。

○佐藤委員 9ページのLABVのところの質問です。2点あります。

1つは、公共団体は土地を出資するという形をとるのですが、事業体はこの土地を担保にお金を借りてもいいのか。つまり、潰れたときに差し押さえられても大変ですよ。

○宮本委員長代理 土地を担保にお金を借りることはあるということですね。だから、民間パートナーの資金だけで間に合わない設備投資のときは、当然ファイナンスをするときは、土地があつてこういう具体的なプロジェクトだということの信用のもとに、ファイナンス条件がよくなって借りるというふうには聞いております。

○佐藤委員 あと、50:50というのはどこまで重要性があるのか。何となくどちらかが大株主になってはいけないというのはわかるのですけれども、実際50:50でちょうどまいこと、土地の価値と現金というか、資本金とうまくフィフティー・フィフティーにする案件というのは、逆に言えばなかなか難しいですよ。

○宮本委員長代理 土地の評価額に対して民間がお金を出す。

○佐藤委員 それは自己資本になってきて、それでも足りなければ借りられるのですね。

○宮本委員長代理 土地と自己資本がこの組合が持っている資産になる。

○佐藤委員 くどいようですが、事業をやるときにそれでも足りなかったら、あとはお金を借りると。

○宮本委員長代理 足りなかったら、何らかの形のファイナンスをとるということです。そのためにも土地があつたほうが、具体的にここでやるのだよという土地を持っているという形になれば、基本的には物的担保相当の形でのファイナンスができると理解しています。まだ破綻した例は例は私は承知していません。

○根本委員 50:50って決まっているのですか。

○宮本委員長代理 慣例で50:50で、最近の案件は10:90というのも出たらしいのですが、10:90だと普通は90のほうが勝つという形ですよ。

○根本委員 民間からすると、官のほうに50以上は出せないですよ。だから、50:50よりは民のほうがウエートが高いのだらうと思います。

○宮本委員長代理 ほかの案件は、私が知る限りでは50:50で、デッドロックの関係だという、がっぷり四つをするというのが、意思決定で貫かれていると思うのですけれども、逆にそこでぎりぎりのところを追いかけられるのではないかと思うのですよ。公的な目的のためというのと、それではもうからないではないかという話がうまくそこで調和できているというふうには聞いております。

○根本委員 先ほどの契約というのが、この場合は株主間契約みたいな協定の中で規定されるということですよ。配当というのはどんな感じですか。

○宮本委員長代理 向こうでは、配当は内部留保できますので。日本ではちょっとLLPは難しい。そこは技術的な問題がありますけれども、向こうの場合は内部留保しますので、追加投資に回したりすると聞いています。

○根本委員 配当はしないのが一般的ですかね。しようと思えばできるのですか。

○宮本委員長代理 できます。だから、当然民間のほうは最終的には何らかの収益が要りますので配当はあるわけですがけれども、それは内部留保して、次のもうちょっといいものをもう一個つくろうかなという形にもっていったり、あるいは市役所のほうに戻ったりと、可能性としてはあり得るということですね。

○根本委員 アクションプランとの関係でいくと、幾らと金額を想定すると、現物出資ただけだとキャッシュが入ってこないじゃないですか。公的不動産を売るとか貸すということ想定しているの、配当が入ってくれば、配当がこのくらいだろうということになると思うのですけれども、では日本的には配当を求めるといような前提で考えるのか、あるいはもうキャピタルゲインで、将来はそれをもう売ってしまうとか、そういうことを想定するのか。日本に導入するときの財政的な効果を何に求めておくのかというのはある程度ありますか。

○宮本委員長代理 確かに今度の事業規模のはかり方の中で、どうはかったらいいのかというところまでは実はまだ考えてはおりませんでしたけれども、基本的にはジョイントベンチャーによって生まれてくるパイが大きくなるということは社会的な便益としては絶対あり得るだろうと。その中で、どういうはかり方をするのかということのをこれからまた検討させていただきます。

○石原委員長 民間企業というのは、ここでもうけようとかそういうことではなくて、あくまでCSR的な、そういう観点で税的なメリットがあるとか、そういうこともないのですか。

○宮本委員長代理 インフラファンドとか、そういうような会社ですから、当然リターンをとらなかつたらやってきません。

これについても、調達過程がややこしいといいますか、どのパートナーを選ぶのかというのに時間がかかり過ぎて、調達コストが高いというので、ジョンレインは、先ほどのクロイドンはやっているのですけれども、新しいのはやらないとか、そういう動きも確かにあるのはありますので、完全に順風満帆というわけではないと思いますけれども、アイデアとしては我が国でも使える可能性があるだろうということでございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

時間がちょうど参りましたので、ここら辺にしたいと思います。宮本先生、どうもありがとうございました。

以上をもちまして閉会としたいと思います。事務局から何かございますか。

○鳥巢審議官 特にございません。

○石原委員長 それでは、本日はありがとうございました。